

意見陳述

平成26年12月19日

大田 浩

1 生い立ちと魚介類の摂取状況

原告の大田浩です。昭和33年に今の天草市深海町に生まれました。現在56歳です。中学校を卒業したあと、進学のため深海町を離れましたが、昭和54年、21歳のときに帰郷し、現在まで深海町で暮らしております。

両親は深海町で農業をしていました。農業と申しましてもわずかな田畑しかもたず、他人の田畑を借りて作る小作農家でした。日々の生活費にも事欠く状態でした。そこで父は、私が生まれてから小学校を卒業する昭和45年ころまで、現在の鹿児島県出水郡長島町にある赤寄水産で、巻き網船の乗り子として働きました。

赤寄水産の巻き網船は、カタクチイワシを獲るために出水沖まで漁に行っていたと聞いています。父は、1ヶ月のうち半月ほど、1年のうち10ヶ月は漁に行っていました。漁があるときは、日中は農作業をし、夕方漁に行き翌朝帰ってきました。父は、その日の漁で網にかかった魚を沢山もらってきていました。主にカタクチイワシやアジが多かったのですが、タチウオ、コノシロ、イカ、カマス、ハモなどです。中には知らない名前の魚もいました。

父が持って帰ってきた魚は刺身にしたり、煮付けにしたり、焼いたりして食べました。その日食べきれない魚は干物にしたり、すりつぶしてかまぼこにしたり、またその魚を囲炉裏で煉製にしたりしていました。ですから、父が漁に出ない時も食卓には魚料理が並びました。私は学校では給食だったのですが、朝晩は毎日魚料理でした。中皿にすると一日に2、3杯は食べていたと思います。

2 私の症状

私は、幼少の頃から、ひじ、ひざ、足首、股関節などの痛みに悩まされておりました。妹も同じようで、夜中によく泣いていました。

特に39歳頃から、体の不調を感じるようになりました。首、肩、腰、手足などが痛く、整形病院通いもしました。どこそこの針、マッサージが良いと聞けば出かけて行きました。男の厄年と言われる頃です。自分が水俣病など思いもよらず、やっぱりそういうものがあるのかと、しみじみ思っていました。

同じ頃からだだと思いますが、耳鳴りもするようになりました。一日中セミが泣く山の中にいるような感じがします。ミンミン、ワシワシなど、何とも例え様がない音が一日中しております。

その頃から、からすまがりもよく起きる様になったように思います。車の運転中に急ブレーキをかけて、足がからすまがりになったらどうしようと不安になります。

私はみかん栽培農家ですが、みかんの木のとげによる刺し傷の痛みを感じないようで、家に帰り裸になって始めて、傷だらけの自分に気づく有り様です。「あんたは痛くなかとかかな？」と家族から驚かれます。それが化膿したら皮膚科通いです。

先日、農作業機械のラジエーターの蓋を思わず開けてしまい熱湯が噴出し、右手を熱傷して、ひどい水膨れになりました。それでも、家族、知人が心配するような熱さや痛みを感じませんでした。

味覚もおかしいようです。みかん農家ですので、みかんの試食をよくしますが、私が甘いと感じるみかんを、家族や知人は酸っぱいと言うのです。

4、5年前、自動車免許センターに置いてある運転能力検査機で、

検査してもらいましたが、自分の期待とは裏腹に、散々な結果でした。視野が狭くなっているようで、「横からの飛び出し等に注意が必要」と言われました。車がないと生活できませんので、用心して運転したいと思っています。

3 提訴したきっかけ

2年前に河浦町宮野河内に住んでいる妹から水俣病の検診を勧められました。妹から水俣病の症状などを聞き、もしかしたら自分も家族も水俣病かもしれないと思い、私と両親、妹2名が検診を受けることになりました。そして診断の結果、全員が水俣病と診断されたので、私、両親、妹2名は水俣病特措法に申請したのですが、全員『非該当』と判断されました。しかし、どうしても結果に納得がいきませんでしたので、両親と私、宮野河内の網元に嫁いだ妹と一緒に、この裁判の原告となることを決意しました。

4 訴えたいこと

『非該当』の理由は、私たちが汚染地域に住んでいないとのことでした。しかし、私たちは、間違いなく父が巻き網船で乗り子として働き、獲ってきた魚介類を食べて長い間生活してきたのです。特措法ではそのことを証明する資料を出すように言われました。私は出来る限りの資料を集めて提出したのですが、私の集めた資料ではだめだと言われました。私は『非該当』と通知された時、私たちが嘘をついていると言われていたようで本当に悔しい思いがしました。

裁判所におかれましては、すべての水俣病被害者が1日も早く救済されるよう、私たちの請求を認めていただきたいと思います。

以 上